

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月24日から同年12月31日まで

日本年金機構から送られてきた手紙によって、同僚の申立てが認められたことを知った。私の年金記録にも同様の空白期間があり、申立期間については、A社本店から同社B支店へ異動し、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カード、申立人と同時期に同社本店から同社B支店に異動した同僚の所持する辞令及び給与明細書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和27年11月24日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年11月24日から同年11月30日までの期間においては適用事業所であった記録が確認できない。

しかしながら、i) A社20年史によると、同社B支店の開設日は昭和27年11月24日であること、ii) 同社同支店の厚生年金保険の新規適用時に被保険者資格を取得している同僚は、「B支店の開設当時には、約30人が勤務していた。」と証言していること、iii) 少なくとも申立人を含めて19人が申立人と同日に同社本店から同社同支店に異動したと認められることから、同社同支店は、上記

の適用事業所であった記録が確認できない期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和27年12月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上述のとおり、A社B支店は昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年11月24日において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年6月1日まで
A社から関連会社のB社に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び同社からの回答、雇用保険の記録、並びに同社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年6月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の昭和45年4月の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は40万円、申立期間③は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月30日
② 平成21年12月28日
③ 平成22年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(賞与)の写し及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(平成21年分及び22年分)により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額(申立期間①は20万円、申立期間②は40万円、申立期間③は30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①、②及び③の賞与支払届の提出を怠り、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は30万円、申立期間③は40万円、申立期間④は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成21年6月30日
③ 平成21年12月28日
④ 平成22年6月30日

申立期間①について、A社における賞与の記録が無いことが分かった。申立期間②、③及び④について、同社から支給された賞与は、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（賞与）の写し及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（平成18年分、21年分及び22年分）により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（申立期間①は20万円、申立期間②は30万円、申立期間③は40万円、申立期間④は

30 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①、②、③及び④の賞与支払届の提出を怠り、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年10月から58年7月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 6 月まで
給与明細書の金額と標準報酬月額が大幅に違う。調査し、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年10月から58年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和57年10月から58年7月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和53年4月から57年9月までの期間及び58年8月から59年6月までの期間については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和36年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月21日から37年1月1日まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、グループ会社間での転勤はあったものの、継続してA社に勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る従業員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は申立期間において同社B製作所に継続して勤務し（昭和36年12月21日にC社D製作所からA社B製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和37年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間における資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和37年1月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る36年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から15年1月まで

私は、昭和57年3月に自営業を始めたので、夫婦で国民年金に加入して保険料を納付していた。平成9年4月に夫が就職するまでの期間は、夫が夫婦二人分の保険料を納付し、それ以降も15年2月に自営業を廃業するまで、夫が金融機関を通じて私の保険料を引き続き納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間の保険料については、当時、未納であるため納付を促す旨の案内等は特に無かったと思うとしているが、オンライン記録によると、納付対象月は不明であるものの、申立期間直後の平成15年3月に申立人に係る保険料の納付書が作成されたとする記録が確認できるところ、申立人は、i) 同年2月以降は第3号被保険者として国民年金に加入していることから、当該納付書は申立期間の一部に係るものとして作成されたと考えられること、ii) 申立期間の前後においては住居等に変更は無かったとしていることから、申立人に対して納付書等の国民年金に関する書類が届かなかったとする特段の事情までは見当たらないことを勘案すると、少なくとも当該納付書が作成された時点で、申立期間のうち、時効が成立していない期間の保険料については、申立人に納付書が送付され、保険料の納付を促していた可能性が推認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の保険料が納付されていた形跡は確認できない。

さらに、申立期間当時は、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）以後となり、この時期は同番号に基づいて被保険者記録の管理、保険料の収納事務の電

算化が一層図られてきていることから、金融機関を通じて納付したとする保険料に、複数回にわたる記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3534 (事案 2947 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月

私は会社退職(昭和 63 年 8 月)後、A 市 B 区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に同区役所の窓口で納付したという申立内容で、申立てを行ったが、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を平成 23 年 6 月に受け取った。

今回、申立期間の保険料として 1 万 3,000 円ぐらいを納付したことを思い出したので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出検索システムによると、基礎年金番号制度導入(平成 9 年 1 月)前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 11 年 1 月 5 日に同市 B 区役所で初めて国民年金加入手続を行ったものとみられることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったことなどから、既に、当委員会の決定に基づく 23 年 6 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は A 市 B 区役所で申立期間の保険料として 1 万 3,000 円ぐらいを納付書により納付したとしているものの、当該保険料額は、実際の保険料額(7,700 円)と相違していることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 31 日から 44 年 4 月頃まで
③ 昭和 44 年 10 月 13 日から 45 年 1 月頃まで
④ 昭和 45 年 10 月 22 日から 46 年 1 月頃まで

申立期間①についてはA事業所、申立期間②については、同事業所又はB事業所に勤務していた。また、申立期間③については、私が保管しているC社の辞令には発令日が昭和44年11月9日と書かれているにもかかわらず、同年10月13日に被保険者資格を喪失した記録となっており、厚生年金保険の記録が3か月空白となっている。さらに、申立期間④についてはB事業所に勤務していたと思うので、申立期間①、②、③及び④について、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A事業所は昭和44年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主と連絡が取れない上、同事業所に在籍していた同僚からも、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたとする証言は得られないことから、同事業所における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人は、A事業所又はB事業所のどちらかに勤務していたと主張している。

しかし、A事業所については、前述のとおり、当時の事業主とは連絡が取れ

ない上、同事業所に在籍していた同僚からも、申立人が申立期間②において同事業所に勤務していたとする証言は得られないことから、同事業所における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、B事業所については、厚生年金保険適用事業所台帳によると、同事業所は申立期間②より前の昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B事業所の当時の事業主とは連絡が取れない上、申立人が名前を挙げている同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立期間②において申立人が同事業所に勤務していたとする証言は得られないことから、同事業所における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降については、同事業所と同じ事業主が経営していたD社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、商業登記簿謄本によると、同社は昭和52年11月30日に解散しており、同社における申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間③について、申立人から提出されたC社の辞令の写しにより、期間は特定できないものの、申立人が発令日の昭和44年11月9日の前後に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、C社は昭和47年4月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、同社における申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人はC社において昭和44年4月21日資格取得、同年10月12日離職の記録が確認でき、当該記録は厚生年金保険の記録と符合しているところ、申立期間③において同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人がC社に勤務していたことは覚えているが、勤務期間までは分からない。」と回答しており、同社における申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④について、申立人はB事業所に勤務していたと思うと主張している。

しかし、前述のとおり、B事業所が申立期間④において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B事業所の当時の事業主と連絡が取れない上、申立人が、同事業所の同僚として名前を挙げている者は、「時期は覚えていないが、申立人とはB事業所ではなくA事業所で一緒に勤務したと思う。」と証言しているほか、申立期間④当時の同事業所の元チーフは、「当時は従業員の出入りが多かったため、申立人については覚えが無い。B事業所の厚生年金保険については、事業主が担当していたと思うが、詳しいことは分からない。」と証言していることから、同事業所における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、前述のとおり、B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降については、D社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、当時の事業主とも連絡が取れないことから、同社における申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 法人における 1 回目の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和 62 年 3 月 31 日となっており、同年 3 月については、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

しかし、昭和 62 年 3 月 31 日まで A 法人に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された人事記録及び同法人が作成していた「厚生年金健康保険被保険者名簿」によると、申立人は、昭和 61 年 6 月 16 日付けで、「職員（非常勤）」として採用され、62 年 3 月 30 日に退職し、その翌日（同年 3 月 31 日）に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 法人は、「申立人は非常勤職員であり、当時、非常勤職員の任用の終期については、年度末の 3 月 30 日を退職日とする取扱いを行っていた。被保険者資格の喪失日が 62 年 3 月 31 日と記載されているので、同年 3 月の厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7639 (事案 1034 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月から29年1月1日まで

当初の申立ては認められなかったが、中学を卒業した翌年の昭和25年頃にA社に入社していたはずなので、新たに提出する資料は無いが、再度、調査・審議してほしい。

また、A社に入社した3年目(昭和28年)頃に、B市の技能者証を取得したので、このことについても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立て(申立期間は昭和28年1月頃から32年8月頃まで)について、i) A社の当時の事務担当者及び同僚の証言、並びに申立人の兄が記した申立人が同社に勤務していたとする証言文書などから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認されるものの、勤務した期間は特定できないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いこと、iii) 同社は、平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、商業登記簿謄本によると、8年5月*日に清算終了している上、既に当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iv) 申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はないことなどから、既に当委員会の決定に基づく21年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 これに対し、今回、申立人は、「やはり、中学校を卒業した翌年の昭和25年頃にA社に入社した記憶があるので、同社が厚生年金保険の適用事業所になった27年8月から、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主

張し、申立期間を昭和 27 年 8 月から 29 年 1 月 1 日までに変更して再度申立てを行っている。

しかし、A 社及び当時の事業主からは回答が得られず、当時の事務担当者及び複数の同僚からも申立人の主張を裏付ける証言は得られないことなどの調査結果については、前回決定時まで既に申立人に対して通知済みである上、今回、申立人からは新たな関連資料等の提示が無いことから、申立人の当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。また、申立人が主張する技能証について、B 市は、「申立人が述べる技能者証は、責任技術者資格（当時）と考えられるが、昭和 20 年代及び 30 年代の当該名簿に申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年頃から 54 年頃までの間で約 3 年

私は、昭和50年頃から54年頃までの間で時期ははっきり覚えていないが、新聞の社員募集広告を見てA社に入社し、足かけ3年ぐらい勤務した。入社後2年半ぐらいたった時に、転勤の話があり通勤が大変なので転勤を断ると同時に退職した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る被保険者記録が無いことが分った。同社に勤務したことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務内容を記憶しており、その内容が複数の同僚の証言内容と符合していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が姓のみ記憶し、同職種であると主張する3人の同僚については、A社の厚生年金保険被保険者原票から当該同姓の同僚の被保険者記録を確認したところ、申立人より先に入社していたとする同僚1人は、申立期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、ほかの2人のうち1人は既に死亡しており、残りの1人は申立人を記憶しておらず、同社における職種についても申立人と同職種ではないとしている。

また、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、25人の同僚に照会したところ8人から回答があったものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、申立てに係るA社は、平成20年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主と連絡が取れないため、申立

人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年6月1日から58年2月21日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知（岐阜）厚生年金 事案 7641（岐阜厚生年金事案 455 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から26年7月30日まで
前回の申立てについて、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は、申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、当時の同僚に申立期間に同社に勤務していたことを証明する書面をもらった。また、同社の台帳の水につかった部分に自分の記録があるはずなので、前回の審議結果に納得できない。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できるが、i) 申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚について、同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できないほか、昭和24年2月1日に資格取得している同僚は、「自分は昭和22年3月から勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることにより、同社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 申立人が、「A社を辞めた後に勤務した。」と主張する別の事業所では、申立人は26年3月1日から同年5月25日までの期間において厚生年金保険の被保険者となっているほか、「昭和26年7月30日にA社が閉鎖されるまで勤務した。」と主張しているが、複数の同僚は28年7月に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録からも、同社は同年7月まで事業継続していることがうかがえ、申立人の記憶は曖昧であること、iii) 同社は現存しておらず、当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除

について確認することができないことなどにより、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に第三者委員会の決定に基づく平成21年11月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当時の同僚に申立期間にA社に勤務していたことを証明する書面をもらった。また、水につかった台帳の見えなくなった部分に自分の記録があるはずである。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人が「水につかった台帳」とするA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿について確認したところ、厚生年金番号払出の事業所名（補助簿）、横台帳及び番号払出簿を照合し、水につかって見えなくなった部分に該当する6人分の健康保険の番号、氏名等が補正されており、当該被保険者名簿に、申立人とみられる記録は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

また、申立人がA社に勤務していたとする書面を提出した同僚は、「年金とか給料などの事務は、自分はやっていないので取扱いについては分からない。また、自分の給料から厚生年金保険料が引かれていたのかも、全く覚えていない。」と回答しているほか、申立人が記憶している同僚1人は、高齢のため聴取できず、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

このほかに、第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。